

# 八戸市立八戸小学校

## 「いじめ防止基本方針」

### 1 はじめに

八戸市立八戸小学校では、「いじめ防止対策推進法」第13条に規定されている「学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実態に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。」に基づき、次のような基本理念をもって、いじめの防止等の対策に積極的に取り組む。

#### 《いじめの防止等の対策に関する基本理念》

いじめは、全ての児童に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

いじめの防止対策は、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないようにしなければならない。また、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域住民、家庭その他の関係者の関連の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

### 2 いじめの定義

「いじめ」とは児童等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。【「いじめ防止対策推進法」第2条より】

#### 《具体的ないじめの態様》

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる 等

### 3 校内体制について

#### (1) 児童理解会議

月1回程度、全教職員で配慮が必要な児童について、現状や指導についての情報の交換を行い、共通認識のもと指導に当たることを目的とする。

#### (2) 「いじめ防止対策委員会」

いじめ防止・対処に関する措置を実効的に行うため、校長、教頭、生徒指導主任、養護教諭、当該学年主任及び学級担任によるいじめ防止対策委員会を設置する。必要に応じて、委員会を開催する。

##### 《役割内容》

- ・学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- ・いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ・いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ・いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

### 4 いじめの未然防止について

#### 《児童に対して》

- ・児童一人一人が認められ、お互いを大切にしたい、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、学級のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- ・分かる授業を行い、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育てる。
- ・思いやりの心や児童一人一人がかけがえのない存在であるといった命の大切さを道徳の時間や学級指導の時間を通して育む。
- ・「いじめは決して許されないこと」という認識を児童がもつよう様々な活動の中で指導する。
- ・見て見ないふりをすることは「いじめ」をしていることにつながることや「いじめ」を見たら、先生方や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。その際、知らせることは、決して悪いことではないこともあわせて指導する。

#### 《教員に対して》

- ・児童一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係を深める。
- ・児童が自己実現を図れるように、子どもが生きる授業を日々行うことに努める。
- ・児童の思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育や学級指導の充実を図る。
- ・「いじめは決して許されない」という姿勢を教員がもっていることを様々な活動を通して児童に示す。

- ・児童一人一人の変化に気づく鋭敏な感覚をもつように努める。
- ・児童や保護者からの話を親身になって聞く姿勢をもつ。
- ・「いじめ」の構造やいじめ問題の対処等「いじめ問題」についての理解を深める。特に、教師自身の人権感覚を磨き、自身の言動を振り返るようにする。
- ・問題を抱え込まないで、管理職への報告や学年や同僚への協力を求める意識をもつ。

#### 《学校全体として》

- ・全教育活動を通して、「いじめは絶対に許されない」という土壌をつくる。
- ・全校朝会での講話や「いじめの問題に関する対話集会」の報告会等を通して、全校児童にいじめについて理解させ、いじめを絶対にしないこと、いじめを見たらやめさせたりすぐに知らせたりすることを伝える。
- ・「ふわふわ言葉」を推奨することにより、思いやりのある言動ができる児童の育成を図る。
- ・いつでも、誰にでも相談できる体制の充実を図る。

#### 《保護者・地域に対して》

- ・児童が発する変化のサインに気づいたら、学校に相談することの大切さを伝える。
- ・「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを学校日より、地域連携協議会等で伝えて、理解と協力をお願いする。

## 5 いじめの早期発見について

※別紙「いじめ防止年間計画」参照

#### 《日々の観察》

- ・「いじめはどの学校でも、どの児童でも起こりうるものである。」という認識に立ち、全ての教員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身につけていくことが必要である。
- ・気になる児童がいる場合には、児童理解会議や管理職や学年への報告を通して情報を共有し、多くの目で当該児童を見守る。
- ・様子に変化が見られる場合には、教員が積極的に働きかけを行い児童に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、当該児童から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。
- ・いじめに関するアンケート調査及び教育相談を実施し、児童の実態を把握をするとともに、教員全体で共有する。

#### 《相談しやすい環境づくり》

- ・いじめに限らず、困ったことや悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを児童に伝えていく。
- ・いじめられている児童や保護者からの訴えには、親身になって聞き、児童の悩みや苦しみを受け止め、児童を支え、いじめから守る姿勢をもって対応することを伝える。

- ・いじめられている児童が自信や存在感を感じられるような励ましを行う。

## 6 解決に向けた対応について

### 《正確な実態把握》

※別紙「いじめ対応マニュアル」参照

- ・学級担任及び生徒指導主任が当事者双方や周りの児童から聴き取りを行い、情報収集と記録、いじめの事実確認等に努める。
- ・関係教員と情報を共有し、事案について正確に把握する。
- ・一つの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握するよう心がける。

### 《指導体制、方針決定》

- ・「いじめ防止対策委員会」を開催し、指導体制を整え、対応する教員の役割分担を明確にして組織で対応する。
- ・必要に応じて、教育委員会、関係機関との連絡調整を密に行う。

### 《児童への指導・支援》

- ・いじめられている児童の保護に努め、心配や不安を取り除く等、心のケアに努める。
- ・いじている児童に対しては、「いじめは絶対に許さない」という姿勢で臨み、まず、いじめをすることをやめさせる。また、いじめることが、どれだけ相手を傷つけ、苦しめていることに気づかせるような指導を行う。さらに、いじめてしまう気持ちを聞き、その児童の心の安定を図る。

### 《保護者との連携》

- ・いじめ事案解消のための具体的な対策について説明する。
- ・保護者の協力を求め、学校との指導連携について協議する。

## 7 重大事態への対応について

### 《重大事態とは》

- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

【「いじめ防止対策推進法」第28条より】

### 《重大事態の報告》

- ・重大事態が発生した場合は、速やかに八戸市教育委員会に報告し、その後の対応等について、指導・助言を求めて学校として組織的に動く。

## 8 評価

- ・学校評価においては、年度毎の取組について、児童、保護者からのアンケート調査、教職員の評価を行い、その結果を公表し、次年度の取組の改善に生かす。